

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第3回会議録	
日時	平成23年9月20日(火) 18:30～20:30
会場	水谷公民館 講座室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、並木克美、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 井上一晴、山下洋子、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2 資料説明 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>3 議事 進行：委員長 (1) 条例の構成について 協議の結果、以下の条例構成(案)を検討委員会の案とした。</p> <p>前文 第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(基本理念) 第4条(市民の役割) 第5条(団体の役割) 第6条(市の責任・役割) 第7条(基本施策) 第8条(基本計画の策定)</p>

第9条（第3者機関の設置）

第10条（文化振興基金の活用）

また、今後の議論の中で条文構成（案）を変更する場合もあることを確認した。

（2）条例の内容について

委員長・副委員長・専門委員・キラリ☆ふじみ館長・事務局で事前に検討した「前文／第1条（目的）／第2条（定義）」の条文（案）をもとに検討を行った。

① 前文について

委員長） この会議で出されたご意見をもとに、条文（案）をさらに推敲していきたい。

専門委員） 前文というものは、条文とは違い、比較的自由な言葉で全体の方針を語るができる。いわば条例の「顔」であり、全体の印象を決める部分なので、ぜひ委員の思いを込めていただきたい。

委員） これからの指針にしていく条例なのだから、未来への展望について目を向ける内容にしてはどうか。

委員） 読みやすさも重要ではないか。文字数や言葉の使い方等も検討し、市民にわかりやすいように平易なものが望ましい。

委員） 富士見市の文化芸術の特徴や個性を主張することを検討したい。

専門委員） 他の自治体と比較してみても、キラリ☆ふじみという施設を核にした活動の蓄積があるという部分は特徴的ではないか。

また、前文については、今日この場で完璧なものを仕上げなければならないわけではなく、あらゆる条文を作り終わった後に最終形が完成していればよいと考える。最終的に、ひとつひとつの条文を見直しながら、再度調整していけばよいのではないか。

委員） こうして意見を出すだけでなく、委員がそれぞれに前文の条文（案）を書いてはどうか。それを事務局のほうで集約し、委員長・副委員長、および専門委員と検討し、再度議論してはどうか。

委員長) 文章にするのが難しい場合は、今回の条文(案)に一部加筆訂正を加えたり、ポイントを伝えたりする形でもよいので、ご意見を提出していただき、再度検討したい。

② 第1条(目的)について

委員) 第1条の条文において「市、市民及び団体等の役割を明らかにする」とあるが、たとえば商店街や企業など、文化芸術活動への参画を充実させる必要から「団体等」が何を指すかを定義する必要がある。

委員長) 支援をする側の体制作りという部分は大切な提案なので、条文(案)の内容に団体等の定義を加え、字句などの修正をしたうえで検討委員会の提案としたい。

③ 第2条(定義)

委員) 「芸術文化」ではなく「文化芸術」という表記で統一する意味は。

事務局) 文化芸術振興基本法の中でも「文化芸術」という言葉が使われている。その法律制定に関する国会答弁によると、芸術を中心にした文化として受け止められる「芸術文化」ではなく、それぞれの分野が並列なものとしてとらえられる「文化芸術」という表記をしたという記録がある。

委員長) 「芸術文化」と表記する自治体もあるが、条文で「文化芸術」の内容を定義すれば本条の目的は達成できるので、「文化芸術」という表記にし、第2条(定義)についても、条文(案)の内容に字句などの修正をしたうえで検討委員会の提案としたい。

(3) 東京大学大学院への訪問研修について

小金井市の条例策定に関わった東京大学大学院小林真理教授から教示をいただくため、9月30日(金)に委員長・副委員長・松井委員・市橋専門委員・事務局にて東京大学大学院を訪問する。

(4) 次回の会議日程について

日時：10月31日（月曜日）午後6時30分

会場：水谷公民館

4 閉会あいさつ

委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第3回会議 次第

日時 平成23年9月20日(火)
午後6時30分から
場所 水谷公民館 講座室

1 開 会

2 あいさつ 委員長

3 資料確認

4 議 事 議長 委員長

(1) 条例の全体構成について

(2) 前文・目的・定義の討議

(3) 東京大学大学院への訪問研修について

* 9月30日(金) 午後2時00分～

東京大学大学院 文化資源学研究室(小林真理先生)

小林先生よりメールがあり、研究室が狭いので大勢の方の対応は少々難ありとの連絡があった。そこで、今回は、委員長・副委員長・市橋専門委員・松井館長・事務局で伺う。

次回会議日程、計画について

10月31日(月) 午後6時30分～

(3) その他

5 閉 会